

2014年度(平成26年度)決算

東京海上ミレア少額短期の現状 2015

To Be a **Good Company**

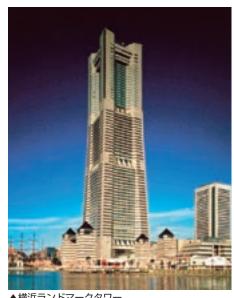
はじめに

平素より、東京海上ミレア少額短期をお引き立ていただき、誠 にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概況、財務状況についてご説 明するためにディスクロージャー誌「東京海上ミレア少額短期の 現状2015」を作成しました。本誌が当社をご理解いただく一助に なれば幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し 上げます。

*本誌は「保険業法第272条の17」および「同施行規則第211条の37」に基づ いて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資 料) です。



▲横浜ランドマークタワ-

会社の概要 (2015年3月31日現在)

名 東京海上ミレア少額短期保険株式会社 社

本社所在地 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

横浜ランドマークタワー35F

資 本 金 895,833,318円

従業員数 144名

代理店数 2,254店

沿革

年	月	主なできごと
2003年	9月	株式会社日本厚生共済会設立
2006年	4月	保険業法改正により「特定保険業者」となる
2007年	12月	少額短期保険業者として関東財務局登録完了「関東財務局長(少額短期保険)第10号」
2008年	1月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)より出資を受け 社名を「ミレア日本厚生少額短期保険株式会社」へ変更
2008年	4月	全連共株式会社からの「事業譲受」および「業務及び財産の管理の委託」
2008年	12月	日本厚生共済会から共済契約を包括移転
2009年	6月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)による100% 子会社化
2010年	7月	社名を「東京海上ミレア少額短期保険株式会社」へ変更

現

状

東京海上ミレア少額短期の現状

2015

目次

現 状 ■ Lu-プンルセンジ	,
トップメッセージ — 経営理念 —	
■ 経宮埋念	
経営について	
■ 東京海上グループ概要	
東京海上グループの経営戦略	
代表的な経営指標	
2014年度の事業概況――――	
CSR(企業の社会的責任)の取り組み―――	
社会活動	
ダイバーシティの推進	
内部統制基本方針 ————————————————————————————————————	
コーポレート・ガバナンスの状況	
コンプライアンスの徹底	
反社会的勢力等への対応 ――――	
リスク管理態勢	
資産運用方針 ————————————————————————————————————	
情報管理方針	
情報開示	
勧誘方針	
募集制度一	
お客様にご満足いただくために	
より身近な保険会社として	
CONTRACTOC	20
商品・サービスについて	
【保険の仕組み ―――――	
取扱商品 ————————————————————————————————————	31
業績データ	
主要な業務の状況	36
経理の状況	
ルビュエック・クイグル	•
コーポレートデータ	
株式の状況	56
会社の組織	57
役員の状況	58
従業員の状況	59
会社およびその子会社等の状況――――	59
設備の状況――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
店舗一覧	
保険に関する用語の説明	

トップメッセージ



取締役社長 露口 泰介

平素より、皆様には東京海上ミレア少額短期保険をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

当社では、お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点として、ステークホルダーの皆様の期待に応えていくことで社会の発展に貢献することを経営理念に掲げ、その実現に向け取り組んでおります。

本年度は、3ヵ年中期事業計画に基づき、一層の成長力強化に向けた取り組みを実施した結果、2014年10月1日から開始した、東京海上ウエスト少額短期保険株式会社(以下「ウエスト少短」)との共同保険の取り扱いによる減収の影響をのぞくと、収入保険料は前年度対比107.5%となりました。また、4期連続の黒字を確保いたしました。

当社は、東京海上グループの少額短期保険事業会社としてウエスト少短と連携し、 代理店の皆様とともにお客様に「くらしの安心」をお届けすることにより、より多く のお客様や地域社会からの信頼や支持が得られるように弛まぬ努力を重ねてまいる所 存でございます。

皆様におかれましては、今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2015年7月

経営理念

公正・誠実に 事業を運営し、 地域・社会の発展に 貢献します。

お客様に

ご満足いただける商品・ サービスの提供を通じ、 「くらしの安心」を お届けします。

私たちは、 お客様からの信頼を あらゆる事業活動の

原点とします。

社員の多様性を 互いに尊重し、 一人ひとりの能力が 最大限発揮できる 企業風土を築きます。 東京海上グループの 一員として、 健全性・収益性・成長性を 備えた事業を 永続的に展開します。

代理店と信頼し合える

パートナーシップを築き、

相互の発展を目指します。

東京海上ミレア少額短期保険では、お客様からの信頼をあらゆる 事業活動の原点として、ステークホルダーの皆様の期待に応えてい くことで社会の発展に貢献することを目指しています。 •MEMO

経営について

東京海上グループ概要	6
東京海上グループの経営戦略 ―――――	8
代表的な経営指標 ―――――	10
2014年度の事業概況	11
CSR(企業の社会的責任)の取り組み ―――	12
社会活動 ————————————————————————————————————	12
ダイバーシティの推進――――	13
内部統制基本方針 ————————————————————————————————————	14
コーポレート・ガバナンスの状況――――	16
コンプライアンスの徹底――――	17
反社会的勢力等への対応―――――	18
リスク管理態勢 ――――	19
資産運用方針	19
情報管理方針	20
情報開示———————	22
勧誘方針————————————————————————————————————	22
募集制度————————————————————————————————————	23
お客様にご満足いただくために――――	24
より身近な保険会社として――――	26

東京海上グループ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2015年7月1日現在)

東京海上日動 日新火災 イーデザイン損保 東京海上ミレア少額短期 東京海上ウエスト少額短期

国内損害保険事業

Tokio Marine North America, Inc.
Philadelphia Consolidated Holding Corp.
Tokio Marine Management, Inc.
Delphi Financial Group, Inc.
Tokio Marine Kiln Group Limited
Tokio Marine Middle East Limited

Tokio Marine Seguradora S.A.
Tokio Marine Asia Pte. Ltd.
東京海上日動火災保険(中国)有限公司

Tokio Millennium Re AG

国内生命保険事業

海外保険事業

お客様

金融事業

一般事業

[投資顧問業・投資信託業] 東京海上アセットマネジメント

東京海上日動あんしん生命

[不動産投資顧問業] 東京海上不動産投資顧問

[プライベート·エクイティ·ファンド事業]

東京海上キャピタル

[メザニン・ファンド事業]

東京海上メザニン

等

[リスクコンサルティング事業] 東京海上日動リスクコンサルティング

東京海上日動リスクコンサルティング

[総合人材サービス事業]

東京海上日動キャリアサービス

[ファシリティマネジメント事業]

東京海上日動ファシリティーズ

[トータルヘルスケアコンサルティング事業]

東京海上日動メディカルサービス

[シルバー事業]

東京海上日動サミュエル

東京海上日動ベターライフサービス

[アシスタンス事業]

東京海上アシスタンス

[保険代理業]

東京海上日動あんしんコンサルティング

等

主な保険事業会社

国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社

創業:1879年8月1日 資本金:1,019億円

正味収入保険料:2兆367億円

総資産:9兆780億円 従業員数:17,125名

本店所在地:東京都千代田区丸の内1-2-1

(2015年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

創業:1908年6月10日 資本金:203億円

正味収入保険料:1,366億円

総資産:4,319億円 従業員数:2,392名

本店所在地:東京都千代田区神田

駿河台2-3

(2015年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

Non-life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日:1996年8月6日 資本金:550億円

保険料等収入:7,766億円 総資産:7兆173億円 従業員数:2,524名

本社所在地:東京都千代田区丸の内1-2-1

東京海上日動ビル新館

(2015年3月31日現在)



海外保険事業

Oversea business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業:1962年

正味収入保険料:2,688百万米ドル 総資産:8,946百万米ドル

従業員数:1,693名

本社所在地:米国ペンシルバニア州

バラキンウィッド

(2014年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業: 1962年

正味収入保険料:205百万英ポンド

総資産:1,315百万英ポンド

従業員数:396名 本社所在地:英国ロンドン

(2014年12月31日現在 管理会計ベース)



Delphi Financial Group, Inc.

創業:1987年

保険料及び手数料収入:2,030百万米ドル

総資産: 14,289百万米ドル

従業員数:2,235名

本社所在地:米国ニューヨーク州

ニューヨーク市

(2014年12月31日現在 現地財務会計ベース)



海外ネットワーク

海外拠点:37の国・地域、469都市

駐在員数:261名

現地スタッフ数:約18,000名

クレームエージェント:約250

(サブエージェントを含む)

(2015年3月31日現在)

東京海上グループの経営戦略

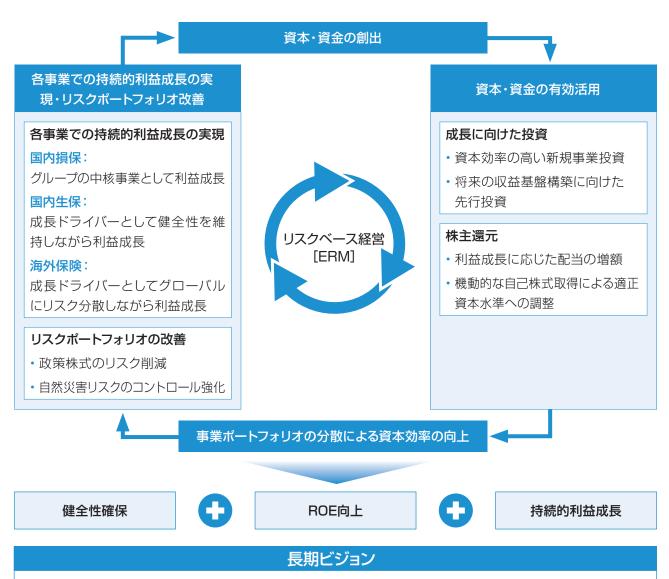
東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとして、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

2015年度からスタートした3ヶ年のグループ中期経営計画「To Be a Good Company 2017」では、さまざまな事業環境の変化が見込まれている中、これらの「変化」を先取りする形で経営基盤、事業戦略を構築していきます。そして長期ビジョンである「世界のお客様に"あんしん"をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」の実現に向けて、グループー丸となって取り組んでいきます。

グループ新中期経営計画「To Be a Good Company 2017」

1.全体像

「リスクベース経営」を基軸に健全性を確保しつつ、環境変化の中でも利益成長と資本効率を持続的に高めていくことで、 長期ビジョンである「世界のお客様に"あんしん"をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」となることを目指します。



世界のお客様に "あんしん" をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ ~100年後もGood Companyを目指して~

2.新中期経営計画の経営指標

(1)グループ全体の目標

持続的な利益成長と資本効率の向上により、修正ROEについて2017年度9.0%程度とすることを目指します。

修正ROE (単位:%)



■ 分子となる修正純利益における自然災害に係る発生保険金を平年並み に補正しています。また、分母となる修正純資産について市場環境(株 価・為替)を2015年3月末と同水準に補正しています。

※ 2015年3月末の市場環境をベースにしています。

修正純利益



■自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。

(2)各事業の利益目標

「CAGR=年平均成長率」「MCEV=市場整合的エンベディッド・バリュー」

国内損保事業(東京海上日動)



■ 為替変動の影響を除き、自然災害に係る発 生保険金を平年並みに補正

国内生保事業(あんしん生命)



10,373 約13,000 MCEV

※ MCEV残高のCAGR

海外保険事業



■ 2015年3月末為替で、自然災害に係る発生 保険金を平年並みに補正

経営指標の定義

グループ全体の利益指標(修正純利益)

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いてお り、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益*1

連結当期純利益**2+異常危険準備金繰入額

- + 危険準備金繰入額+価格変動準備金繰入額
- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- + のれん・その他無形固定資産償却額
- 固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
- ●修正純資産*¹(平均残高ベース)

連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金

- のれん・その他無形固定資産
- 修正ROE=修正純利益÷修正純資産
- ※1:各調整額は税引後

※2:連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

事業別の利益指標(事業別利益)

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1)損害保険事業

当期純利益(単体)+異常危険準備金等繰入額

- + 価格変動準備金繰入額
- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 保有株式に関する売却損益・評価損
- 固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
- ※単体の純利益を起点としているため、のれん等の償却費は含まれない

(2)生命保険事業

MCEV 増加額 - 増資等の資本取引

(3)その他の事業 当期純利益(単体)

代表的な経営指標

2014年度 代表的な経営指標

年 度 項 目	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
元受证味保険料	6,128,684千円	5,659,279千円
正味収入保険料	27,627千円	49,949千円
正味損害率	751.4%	174.4%
正味事業費率	△694.3%	△93.6%
保険引受利益	270,421千円	4,527千円
経常利益	272,145千円	188,086千円
当期純利益	243,397千円	213,764千円
ソルベンシー・マージン比率	3,275.8%	3,208.2%
総 資 産 額 	3,610,270千円	3,883,826千円
純 資 産 額	1,851,088千円	1,364,852千円
保険業法上の純資産額※	1,851,745千円	1,366,035千円

[※]保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

2014年度の事業概況

事業の経過および成果等

日本経済は着実な景気回復の過程にあり、消費 税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動といった 事象が見受けられたものの、持続的な経済成長に 向けた展望が見えてきた状況にあります。当社が 対象マーケットとしている賃貸不動産業界につい ては、今後国内人口の減少が想定されますが、一 世帯あたりの平均世帯人数も減少することで世帯 数は微減に止まり、マーケットは概ね横ばいで推 移するものと予測されています。

中期事業計画の遂行

2012年度からスタートした中期事業計画「ニューグローイング2014 〜新たな成長に向けて〜」の最終年度として、4本柱である「トップラインの成長」「収益性の拡大」「商品開発・事務処理プロセスの改善」「お客様サービスの充実」の推進、および「内部統制の強化」「企業文化の醸成・定着化」に取り組み、一層の態勢整備に努めてまいりました。

保有契約の増加

賃貸入居者総合保険の商品改善を図るとともに、不測かつ突発的な事故による借用戸室内特定設備の修理費用などの保障を充実させる特約条項をセットした「お部屋の保険 ワイド」の販売が2013年10月の発売以来好調に推移しており、2015年3月では「お部屋の保険 ワイド」が新規契約の93%以上を占めております。当年度末の保有契約件数は775,710件となり前年から約32千件増加いたしました。

「お客様の声」を経営に活かし、品質向上 につなげる仕組みの強化

日々頂戴する「お客様の声」を真摯に受けとめ、 具体的な改善策を立案・実行し、より高い品質をお 客様にお届けするという改善サイクルを回し続ける ことにより、「品質やサービスでお客様から選ばれ る少額短期保険業界のリーディングカンパニー」を 目指しております。当年度は、これまでよりも「お 客様の声」を幅広く捉えることとした結果、頂戴 した「お客様の声」が2013年度対比で35%増加 し797件になりました。頂戴した「お客様の声」 の全件を当社経営および各部門長の間で共有し、 その対応を協議する場を毎月設け、具体的な改善 策の実施に繋げてまいりました。

東京海上ウエスト少額短期保険との共同 保険の取り組みの開始

当社の持ち株会社である東京海上ホールディングス株式会社が設立した東京海上ウエスト少額短期保険との共同保険の取り扱いを2014年10月から開始いたしました。

当年度業績

収入保険料6,073百万円に回収再保険金等の再保険収入5,737百万円を加えた保険料等収入は11,810百万円となり、責任準備金等戻入額22百万円および資産運用収益、その他経常収益を加えた経常収益は12,016百万円となりました。一方、保険金等支払金7,697百万円、事業費4,104百万円等を合計した経常費用は11,828百万円となりました。経常利益は188百万円、当期純利益は213百万円となり、4期連続の黒字を確保いたしました。また、当年度末の利益剰余金は213百万円、純資産は1,364百万円となりました。

対処すべき課題

2015年度以降の3ヵ年中期事業計画を新たに 策定して、全社員が経営理念に基づいて「お客様 の信頼をあらゆる事業活動の原点として行動する」 ことにより、収入保険料の増加と安定的な利益に よる持続的な成長を実現し、厳しい事業環境の中 でも「お客様からの期待・声に応え続ける、最も 安心できる会社」を目指してまいります。

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

東京海上グループ CSR 憲章

東京海上グループは、経営理念の実践がCSRそのものであると捉え、経営理念を徹底的に実践していくことが各ステークホルダーの皆様に提供する価値を高め、ひいてはその価値の総和である企業価値を高めていくと考えています。そこでCSRを実践するための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

○商品・サービス

·広く社会の安心と安全のニーズに応える商品 · サービスを提供します。

○人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に 取り組みます。
- ·安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、 人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

○地球環境保護

・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務 であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境 の改善に配慮して行動します。

○地域・社会への貢献

・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や 習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社 会貢献活動を積極的に推進します。

○コンプライアンス

・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面 において、コンプライアンスを徹底します。

○コミュニケーション

・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業 運営に活かします。

社会活動

地球環境保護の主な取り組み

当社は、ペーパーレス化の一環として、Webでご自身の契約内容を確認いただける仕組み(Web証券)を用意し、お客さまが保険証券発行の省略を選択いただける取り組みを2013年2月から推進し、紙資源の使用量を抑制しています。また、これにより保険証券発行に関する費用が縮減できることから、縮減された費用の一部を活用し、2013年4月から本社のある神奈川県の「湘南国際村めぐりの森」の植樹活動に協賛・参加しています(2015年3月現在、約11万件のご契約において「WEB証券」を選択いただいています)。2014年5月に開催された植樹・育樹祭では、社員とその家族25名が他の参加者とともに約3,000本の植樹と育樹(除草)活動を行いました。



神奈川県「湘南国際村めぐりの森」 植樹・育樹祭

地域・社会貢献の主な取り組み

当社は、地域・社会への貢献活動として、横浜本社周辺の清掃活動や、あしなが育英会主催のボランティアウォーク「あしながPウォーク10」への参加、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献するための「認知症サポーター養成講座」の実施、「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本|エール募金活動(ミサンガづくり)などの取り組みを実施しています。

また、当社では、社員による社会貢献活動を支える制度として「マッチングギフト制度」を設けています。これは、社員有志による寄付に会社が同額(限度額有)を上乗せして寄付する制度です。本年度は、この制度を利用し、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じた「全国里親会大震災こども援助基金」募金活動を行いました。



あしながPウォーク10



認知症サポーター養成講座

ダイバーシティの推進

働きやすい職場環境づくりの取り組み

当社においては、かねてより従業員重視の企業 文化の醸成を目指し、働きやすい職場環境の実現 に向けた各種取り組みを進めてきました。

育児・介護の両立支援のサポート制度の充実を図り、2014年度は10名(うち男性2名)が育児休業を取得しました。現在では育児休業から復帰して短時間勤務となっている社員も増えており、互いに助け合いながら、高い業務品質を維持するよう努めています。

こうした取り組みを評価いただき、男女がともに働きやすい職場づくりを進めている市内の事業所として横浜市より「よこはまグッドバランス賞」を2011年度から4年連続でいただいています。



この他、神奈川県で「かながわ子育て応援団」、 福岡県で「子育て応援宣言企業」として、登録認 定をいただいています。





人権啓発への取り組み

社員一人ひとりが人権への意識を高め、差別や ハラスメントのないより良い人間関係を築くため に、毎年すべての社員を対象とした人権啓発研修 を実施しています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」という。)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の 経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - a. 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官 庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンス を最優先するよう周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
 - c. コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - a. リスク管理方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - b. リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - c. リスク管理についての年度アクションプランを策定する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画(数値目標等を含む。)を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)~(5)のほか、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した職員(専属を原則とする。)を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、監査役に(1)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (3) 役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、お客様、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレート・ガバナンス方針」および当社の「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス態勢を構築しています。

当社の統治機構

1. 取締役・取締役会

取締役は4名、うち2名が社外取締役であり(2015年7月1日現在)、任期は1年とし、再任を妨げないものとしています。

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負います。

また、各取締役は、取締役会がこれらの責務・ 機能を充分に全うできるよう努めています。

2. 経営会議

当社では、経営方針および業務執行の全般に関わる重要事項について協議を行うことを目的として、常勤取締役、常勤監査役および本社管理部門の部長から構成される経営会議を設置しています。

3. 取締役会委員会

当社では、取締役会から諮問された事項についての調査、審議もしくは立案を行い、また、委託された事項について、その解決策を計画・立案し、総合的に調査の上、推進することを目的として、常勤取締役、および関係部の部長から構成される以下の取締役会委員会を設置しています。

(1) コンプライアンス委員会

当委員会は、コンプライアンスに関する方針 および実施計画の策定と推進、コンプライアン スの社内推進体制の整備、コンプライアンスに 関する社員教育・研修に関する基本方針および 実施計画の策定等の役割を担っています。

(2) リスク管理委員会

当委員会は、リスク管理の基本方針および基本計画の策定、リスク管理態勢の整備、リスク管理に関する社員教育・研修の統轄および実施、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発生した場合の緊急対応の検討等の役割を担っています。

(3) IT運営委員会

当委員会は、IT投資計画全般に関する総合的な調整、およびITの持つ可能性を最大限に活かした業務運営に関する協議等を行い、当社ITガバナンスを推進することを担っています。

4. 監査役・監査役会

監査役は3名全員が社外監査役です。(2015年7月1日現在)

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を行います。

監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

コンプライアンスの徹底

当社は、お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点におき、健全かつ公正な経営を旨とすることを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

<コンプライアンス宣言>

当社は、お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点として、ステークホルダーの皆様の期待に応えていくことで社会の発展に貢献することを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は、当社の経営理念の実践そのものです。

当社では遵守すべき重要な事項を「コンプライアンス行動規範」としてまとめています。

私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底 を最優先することをここに宣言いたします。

> 東京海上ミレア少額短期保険株式会社 取締役社長 露口 泰介

また、当社では、東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範「東京海上グループコンプライアンス行動規範」を当社の「コンプライアンス行動規範」としています。

<東京海上グループコンプライアンス行動規範>(骨子)

●法 令 等 の 徹 底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社 会 と の 関 係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適正な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。 また、地球環境に配慮して行動します。

コンプライアンス態勢

「お客様の信頼を得るための日常の業務活動すべてがコンプライアンスの取り組み」という認識のもと、コンプライアンス態勢の強化を図り、全役職員がコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

- ○会社全体としてのコンプライアンスの徹底のため、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」 を設け、コンプライアンスに関する基本方針・年次計画の立案や実施状況の点検・監視を行っています。
- ○コンプライアンスの確実な推進とけん制機能の適切な実施のため、独立したコンプライアンス部門を設置 しています。
- ○各部長がコンプライアンス推進の責任者となりコンプライアンス研修の実施等、部署内のコンプライアン スの徹底を図っています。
- ○コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに内部統制部等に報告・相談を行うことを義務付けています。
- ○何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には、各種ホットラインを利用して匿名で報告・相談を行うことができます。

反社会的勢力等への対応

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

<基本方針>

当社は、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応するよう努めます。

<対応方針>

反社会的勢力等に対し、以下1から5に基づき対応します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応する。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応する。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努める。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶する。

- 4. 有事における民事と刑事の法的対応 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- 5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行わない。

<反社会的勢力等とは>

反社会的勢力等とは、以下のいずれかに該当する集団または個人を指します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼう ゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人
- ・上記以外で暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法ないし不当な手段を用いて不当な要求行為を行う集団また は個人

リスク管理態勢

リスク管理方針

保険事業運営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきたことを踏まえ、当社は、東京海上グループのリスク管理基本方針に基づき各種の「リスク管理方針」を定め、業務の健全性と適正性を確保し向上するための管理態勢を構築しています。

<リスク管理基本方針>

業務の健全性と適正性を確保し維持することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、リスクの定義、レポーティングルールなど、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。

<危機管理方針>

当社は、リスク管理基本方針に基づき「危機管理方針」を定め、お客様・代理店との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じる事態において、適切な行動・措置をとり、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<個別リスク管理方針>

当社の事業遂行に関わる主要なリスクを特定し、主管部を定め個別にリスク管理に取り組んでいます。 主要なリスクの概要は次のとおりです。

1.保険引受リスク

商品開発改定等に関するリスク、個別契約引受に関するリスク、再保険に関するリスク、適切な責任準備金または支払備金の積立が行われないリスクからなります。

2.流動性リスク

当社の財務内容の悪化等を原因として流入資金 の減少または資金流出の増加が生じることによ り当社が債務を履行できなくなる等により当社 が損失を被るリスクのことです。

3.事務リスク

社員・代理店等の事務ミスや不正な処理により 当社が損失を被るリスクのことです。

4.システムリスク

情報システムに関して、その停止または誤作動、 不正使用、セキュリティ対策の不備などが原因 となって、当社が直接、間接を問わず、損失を 被るリスクのことです。

5.情報漏えいリスク

役員・社員・代理店等の誤りや不正な処理等により、顧客情報や機密情報が漏えいし、当社が 損失を被るリスクのことです。

6.法務リスク

事業活動に関連して発生する可能性がある、法 令等の不遵守、法律紛争の発生等により損失を 被るリスクのことです。

7.レピュテーショナルリスク

当社および当社業務に密接な関係を有する者に 関する否定的な評価・評判が流布されることに より当社の信用やブランド価値等が悪化し、結 果的に不利益を被るリスクのことです。

8.事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社または代理 店等当社業務に密接な関連を有するものが、そ の生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能 力に被害が発生することにより当社が損失を被 るリスクのことです。

9.人事・労務リスク

必要な人材の確保または育成が十分でないこと、 人事運営に関する不満に起因する社員の士気の 低下、不適切な労務管理に起因する社員または スタッフの士気の低下または心身の健康障害に より当社が損失を被るリスクのことです。

資産運用方針

資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金(外貨建てを除く)・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。

情報管理方針

個人情報の保護

当社は、お客様の住所・氏名・契約内容等の情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。

その情報については、保険契約の引き受け・管理、適正な保険金の支払い、お客様のニーズにあった保険商品・サービスのご案内等のために利用しています。また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に基づき、社内諸規程を整備し、社内および代理店の教育、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組むとともに、日々、態勢の改善に努めています。

お客様の個人情報のお取り扱いに関しては下記の「プライバシー・ポリシー」を定め、当社ホームページ (http://www.tmssi.co.jp/) で公表しています。

プライバシー・ポリシー

個人情報のお取り扱いについて(プライバシー・ポリシー)

東京海上ミレア少額短期保険株式会社(以下「当社」という)は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、当社代理店および職員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが確実に行われるよう取り組んでまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内でかつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の業務ならびに下記4. に掲げる目的に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外には利用しません。

- (1)保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い
- (2)委託先(代理店を含む)のサービスの案内・提供
- (3)当社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- (4)当社が有する債権の回収
- (5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (6)東京海上グループ各社・提携先企業等が取り扱う生命保険、コンサルティング等の商品・サービスの案内
- (7)各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (8)当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (9)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (10)当社社員の採用、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (1)他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (12)問い合わせ・依頼等への対応
- (3)その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人情報の提供

当社は、次の場合を除き、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(代理店を含む)へ委託する場合
- ⑷再保険の手続きをする場合
- (5)当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください)

4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記2. に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、当社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書などに記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

個人データ管理責任者:東京海上ミレア少額短期保険株式会社

グループ会社・提携先企業については、下記のとおりです。

グループ会社:ホームページ (http://www.tokiomarinehd.com/group/) またはP6をご覧ください。

提携先企業:個人データを当社が提供している提携先企業はございません。

5. 支払時情報交換制度

当社は、日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

6. センシティブ情報の取扱い

お客様の本籍地・健康状態などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第211条の33で準用する保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供しません。

7. 個人データの管理方法

当社は、ご本人の個人データを正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じています。また、法令などにより要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人データへの不当なアクセス、個人データの紛失・破壊・改ざん・漏えいなどを防止するため、万全を尽くしています。

なお、当社の委託を受けて個人データを取扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

8. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等(訂正、追加、削除)、利用停止(利用停止、消去)のご請求については、下記「10. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で手続きを行い、後日原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細についてはホームページ(http://www.tmssi.co.jp/policy/index.html)をご覧ください。

9. 個人情報の取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。また、このプライバシー・ポリシーの内容に変更が生じた場合、速やかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

10. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関する苦情や、個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

■東京海上ミレア少額短期保険株式会社「お客様の声」受付窓口 0120-670-055

受付時間:平日9:30~17:00 (土日、祝日、休日および12月30日~1月3日を除く)

当社は日本少額短期保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

■一般社団法人 日本少額短期保険協会 0120-821-144

受付時間:平日9:00~17:00 (土日、祝日、および年末年始を除く)

情報開示

当社は、お客様、株主、社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に、当社をご理解していただき、適正にご評価いただくために、「東京海上グループ情報開示基本方針」に基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ホームページ

当社のホームページには、商品・サービス・各種手続きのご案内や会社情報等を掲載しています。また、当社からのお知らせやニュースリリース等もご覧いただけます。(http://www.tmssi.co.jp/)



ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてステークホルダーの皆様に幅広くご理解いただくために、毎年「東京海上ミレア少額短期の現状」を発行します。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、決算・財務情報等についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆様向けにトップメッセージ、経営戦略、財務の状況等をわかりやすく説明するため「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。

|東京海上グループ |CSRブックレット・サステナビリティ報告書

東京海上グループでは、CSR(企業の社会的責任)

の主要課題(本業を通じた価値提供、気候変動への対応、地域・社会との協働)の取り組みをわかりやすく紹介するため、「CSRブックレット(小冊子)」を発行しています。 た、株主、投資家等の皆様のより詳しい情報・デリステムは「東京海上グループサスティゼリティ報告書(Webサイト)」で報告しています。





勧誘方針

当社では、お客様への販売・勧誘にあたって「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

- 1. 金融商品の販売等に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 2. 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
- 3. 保険商品の内容およびご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 4. 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
- 5. 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
- 6. プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
- 7. お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 8. お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映していくよう努めます。

募集制度

代理店による保険募集

当社は、全国で約2,200店の不動産管理業・仲介業者の代理店を通じて、賃貸住宅とテナント入居者向けに それぞれ「お部屋の保険 ワイド」「新・お部屋の保険」と「テナント保険」をご案内し、日常生活および事業に 関わる安心を届けています。

代理店の役割と業務内容

代理店の役割は、少額短期保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、お客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収します。

保険契約締結までの主な業務内容は、

- ・保険のパンフレット等で保障内容等の説明
- ・「重要事項説明書」で"契約概要"と"注意喚起 情報"を説明
- ・適切な商品を勧める
- ・お客様の意向確認を行い、保険契約を締結

代理店登録および届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第 276条に基づき、内閣総理大臣への登録を受ける ことが必要です。

また、保険取扱者が、少額短期保険の募集をするためには、「少額短期保険募集人試験」に合格し、 内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。

当社の少額短期保険代理店制度

当社の代理店制度は、「お部屋の保険 ワイド」「新・お部屋の保険」(賃貸入居者総合保険)および「テナント保険」を取り扱う不動産管理業者および仲介業者向けに独自の仕組みを提案しています。

●代理店数

0010年度士	0014年度士
2013年度末	2014年度末
2,203店	2,254店

代理店指導・点検およびモニタリング

●募集前研修

募集前研修は、募集人が適切な保険業務を行 えるよう研修をします。(以下は主な内容)

- ・少額短期保険の特有の業務
- ・ 当社特有の業務
- ・コンプライアンス(禁止行為他)

●定期・業務研修

定期・代理店業務研修は、募集人が適正な保 険募集を行えるよう定期的、継続的に行います。

●登録届出内容点検

原則として年1回、代理店・募集人の登録・ 届出内容を確認し、齟齬があれば直ちに変更手 続きを行います。

●代理店点検

代理店点検は、代理店・募集人の登録・届出 情報や募集実務などを確認し、適正な募集態勢 を整えるよう定期的に点検します。

●代理店監査(モニタリング)

代理店監査は、代理店の募集態勢、募集人の 実務状況および代理店点検に関するモニタリン グを行い、代理店における募集態勢を検証しま す。

お客様にご満足いただくために

当社は、「品質やサービスでお客様から選ばれる少額短期保険業界のリーディングカンパニー」を目指し、PDCAサイクルを回し、継続的に品質向上等に取り組んでいます。特に、「お客様の声」こそが私たちの品質の源泉であり、「お客様の声」を真摯に受け止め、積極的に企業活動に活かしていくことにより、「お客様本位」の徹底と品質の向上に努めています。

「お客様の声」対応方針

基本理念

東京海上ミレアは、お客様のあらゆる声を積極的 に受け止め、特に「ご不満・ご要望」に対しては、 真摯に受け止め、お客様サービスの向上、業務改善 に活かします。

基本方針

- ①「お客様の声」を、感謝の気持ちを持って積極的 に受け止めます。
- ②「お客様の声」に、最後まで組織一体となり責任を持って対応します。
- ③「お客様の声」の中にある問題の本質を見極め、 是正し、商品・サービスに反映させます。

行動指針

「お客様の声」を、感謝の気持ちを持って積極的に 受け止める

時として厳しいご意見も含まれる「お客様の声」 を、私たちは真剣に、そして感謝の気持ちを持って、正面から真摯に受け止めます。

「お客様の声」に、最後まで組織一体となり責任を 持って対応する

寄せられた「お客様の声」に対して、公平・公正で透明性の高い対応を心がけるとともに、最後まで責任を持って、組織一体となった対応をします。

「お客様の声」を業務品質の向上に活かす

「お客様の声」の中にある問題の本質を見極め、 是正し、商品・サービスに反映させていくこと で、お客様満足を追求します。

「お客様の声」をお聴きする取り組み

「お客様の声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客様の声」を承っています。特にお客様からのご不満に対しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

●お客様専用フリーダイヤル

お客様から直接ご意見や、ご不満ご要望等をお電話で承る窓口を設置しています。

お客様専用フリーダイヤル: 0120-670-055 (受付時間 平日9:30~17:00)

●ホームページ「お客様の声」受付窓口

お客様のご意見や、ご不満ご要望について24時間承る機能として、ホームページ上に「お客様の声」に関するご案内ページを設け、お問い合わせフォームにてお申し出いただくことができます。

当社ホームページURL: http://www.tmssi.co.jp/

公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約を締結しています。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、「少額短期ほけん相談室」を設けています。当社との間で問題が解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。(http://www.shougakutanki.jp)

○一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル 0120-821-144

受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

2014年度お客様の声の件数

項目	件数 (件)	割合 (%)	代表的な事例
解約手続きに関するもの	359	45.0	退去時に、解約手続き等の説明がない など
契約手続きに関するもの	196	24.6	更新案内の送付遅延 など
証券の記載内容に関するもの	77	9.7	証券に記載されている住所が違う など
その他	165	20.7	
総計	797	100.0	

「お客様の声」を経営に活かす取り組み

「お客様の声」の分析・活用

お客様からお寄せいただいたご不満等のご意見 については、当社の担当部において一元管理する とともに分析を行い、関係各部署への改善提案お よび業務プロセスや商品等の改善等当社の施策に 活かしていきます。

「お客様の声対応検討会議」の開催

「お客様の声」についての分析と対応方針の会議を毎月行い、結果の情報共有と経営改善に活かしています。

「お客様の声」を起点とした改善サイクル

品質向上に向け「お客様の声」を積極的にお聴きし、「お客様の声」を分析して考え、具体的な改善策を実践し、より高い品質をお届けするという改善サイクルを回し続けることにより「品質やサービスでお客様から選ばれる少額短期保険業界のリーディングカンパニー」を目指しています。



改善した事例

お客様の声	改善内容
解約手続きが電話だけで全て済むよう にしてもらいたい。	一部の解約手続きについて、コールセンターで電話完結できるよう、改善しました。
「手続完了のお知らせ」が届いたが、 返還保険料がいくらなのかわからな い。	「手続完了のお知らせ」に、返還保険料(金額)および、 返還日、返還先口座についても印字し、ご確認いただける ように改善しました。
賃貸住宅を退去する場合は、保険の解約(異動)に関する手続きが必要だということを知らなかった。	「退去時の手続き案内チラシ」を作成し、当社代理店に対 してチラシの活用を推進しています。
当社ホームページの「お客様専用ページ」のトップ画面に掲載している注意 喚起文について「誰が利用できるのか」 わかりにくい。	当社ホームページの「お客様専用ページ」に利用可能な 契約者の条件について明記し、注意喚起内容をより認識し やすくなるよう改善しました。



より身近な保険会社として

コーポレートキャラクターのご紹介

当社のコーポレートキャラクターは、「お客様のことを第一に考え、いつも安心・安全をお届けできるような存在でありたい」というコンセプトに基づき生まれました。当社のホームページ・ご契約のしおり(約款)に登場し、お客様と当社の懸け橋となるべく活動しています。





家族思いでちょっぴり心配性の ミーアキャットの男の子。 愛用の双眼鏡ですばやく情報をキャッチして、 さまざまな危険から守るしっかり者です。 いつも周りのみんなを気にかけて 何でも相談にのってくれる 世話好きなミーアキャットの女の子。 困っている人を見るとほっとけない 心の優しいみんなの人気者です。



商品・サービスについて

保険の仕組みーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	28
取扱商品	31

保険の仕組み

「保険」は、多くの者から、少額の保険料(掛け金)を集め、保険金を支払うべき事由(人の死亡や損害の発生)が発生した場合にその者に保険金を支払うという形で、リスクに対処しようとする仕組みです。例えば、火災保険では、保険契約に加入した者が支払った保険料で、火災などによって加入者に生じた損害を保険金で埋め合わせることになりますから、保険契約に加入した者全体で損害を被った加入者の生活を再建することになり、一種の相互扶助的な機能を果たしていることになります。

また、貯蓄等でリスクに対処しようとしても、貯蓄開始直後に損害が発生した場合には、貯蓄額不足により対処することができないことが考えられますが、保険では、一定の保険料を支払い保険契約を締結した直後から、十分にリスクに対処することが可能です。

少額短期保険業者

保険業を行う場合には、保険業法の定めにより、政府から事業免許を受ける必要がありましたが、2006年4月に施行された保険業法の改正により、財務局への登録という比較的簡易な手続で設立が認められ、保険業を行うことができる「少額短期保険業者」が誕生しました。「少額短期保険業者」は、保険業法の規定に従い、少額かつ短期の保険のみを引き受けることができます。また、保険金額が少額かつ保険期間が短期であれば、生命保険も損害保険も引受可能であり、1保険会社で双方の保険を引き受けることができない生命保険会社や損害保険会社とは異なる一つの特徴となっています。

この引受可能な「少額」とは、一般的には、1,000万円以下をいいます。ただし、当社を含め、法改正の以前より共済の引受実績のある少額短期保険業者においては、2018年3月までは、その3倍の3,000万円までの引受が認められています。ただし、2013年3月以前に引受を行った契約およびその更新等については、5,000万円まで引受が可能です。

また、同じく引受可能な範囲を定める「短期」は、損害保険では2年以下、生命保険では1年以下とされています。

保険料

保険契約者にお支払いいただく保険料は、統計的手法により保険金支払いに充当すべき金額を各保険契約に公平に配分したものに、保険会社の運営経費、代理店手数料などを加算して算出しています。算出した保険料は、財務局に届出を行っています。

保険契約締結の流れ

1. 保険契約の募集

保険は、保険会社が万一の場合に保障を行うという契約であり、約束そのものが商品となっていますので、保険約款が保険会社の商品内容となります。

保険約款は、標準的な内容を定めた普通保険約款とこれを必要に応じて修正する特約条項から構成されます。

このような無形の商品ですので、保険契約の締結にあたっては、まず、保険代理店が保険商品の保障内容や契約締結時の留意点などを説明し、保険契約の募集を行います。

説明には、「パンフレット」、「重要事項説明書」 および「ご契約のしおり」を適宜用います。

2. 保険契約内容の確認

保険契約を申し込まれる方には、保険契約の保 障内容等に関し、ご自分の希望に従ったものであ るかどうかを確認いただきます。

3. 適切な保険金額の設定

家財や設備・什器等の物に生じた損害に対しては、実際に借用戸室・借用施設に収容される物の再調達価額(同等のものを新たに取得するのに必要な価額)または再調達価額から使用による損耗分を控除した時価をもって損害額を評価したうえで保険金をお支払いします。このため、保険の対象として家財や設備・什器等の価額以上の保険金額でご契約いただいても、無駄となります。また、価額以下の保険金額でご契約いただくと、万が一の事故の際に、十分な保障が受けられません。過不足のない金額でのご契約をお願いいたします。

4. 保険契約申込書の作成

保険契約のお申込みは当社所定の「保険契約申込書」に必要事項を記入いただき、記名捺印のうえ、お申込みいただきます。「保険契約申込書」には、当社の保険で引き受けが可能か否かの判断を行うために必要な事項(告知事項)を申告いただく欄もありますので、事実を正確にご記入願います。

5. 保険料のお支払い

保険料は、金融機関での口座振替の場合を除き、 保険契約締結の際に全額をお支払いいただきます。 当社代理店が保険料を直接領収した場合には、当 社所定の保険料領収証を発行いたします。保険証 券発行までの間、保険料領収証が、保険契約締結 の証となります。

6. 引受確認

少額短期保険会社は、1被保険者あたりの引受制限額や1保険契約者あたりの被保険者人数の制限など、引受に関し法令上種々の制限を受けています。このため、一人の方が複数のご契約をお申込みいただいた場合などで、保険契約が引き受けできない場合があります。このような場合、法令上の制限を遵守するため、やむを得ず保険契約のお申込みに対して引き受けを承諾できない場合があります。

7. 保険証券の発行

当社は、保険契約締結後、その証として、保険証券を発行いたします。保険証券がお手元に届いた場合には、内容に誤りがないかご確認ください。

なお、インターネットを通じて保険契約の内容をご確認いただく場合には、保険証券は発行いたしません。

8. 保険契約締結後の事実の変更

保険契約締結後に、保険契約申込書に記載した 事項が変更になることがあります。例えば、借用 施設の用途の変更、結婚による改姓、連絡先電話 番号の変更などです。これらの場合、手続が必要 となりますので、当社にご連絡ください。

また、保険契約締結時に指定した借用戸室から 退去される場合、保険契約を解約するかまたは転 居先も賃貸であれば、解約することなく転居先に 保障の対象となる借用戸室を変更することも可能 です。いずれも手続が必要ですので、当社にご連 絡ください。保険契約を解約される場合には、満 期までの期間がわずかであるような場合を除き、 保険料の返還を受けることができます。

9. クーリングオフ

「お部屋の保険 ワイド」および「新・お部屋の保険」につきましては、保険契約申込日またはクーリングオフ説明書を保険契約者が受け取った日のいずれか早い日から8日以内であれば、保険契約のお申込みを撤回する「クーリングオフ」を認めています。テナント保険は事業者の方向けの保険なので、このような制度を設けていません。

再保険

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部を他の保険会社と契約を結び移転しています。このような保険会社間の取引を「再保険」といいます。

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

1. 主な事故発生時の対応

- (1)火災事故が発生したら、まず被害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また、同時に、消防署・警察署等へ速やかに通報してください。
- (2)盗難事故にあわれたら、警察署に通報し被害届をご提出ください。
- (3)漏水事故を起こしてしまったら、損害(被害)の拡大を防止し、自室および階下等の被害状況をご確認ください。階下に被害がある場合は、階下の住人に配慮して誠意を持って対応ください。ただし、現場では補償に関する約束はせずに、「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせてください。」とお伝えください。

なお、上記(1)~(3)の場合において、建物や設備に損害(被害)があると思われる場合は、管理会社(不動産会社)または貸主にご連絡ください。

2. 事故受付センターへのご連絡

緊急措置後は、速やかに当社事故受付センターまでご連絡ください。その際、証券番号、契約者名、被保険者名、事故の日時・場所、事故発生状況、届出消防・警察署等をお伝えください。事故受付センターでは、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

事故受付センター:0120-811-333

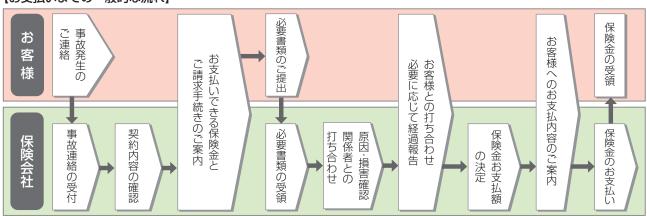
3. 保険金請求手続き

事故担当者から、お支払いできる保険金とご請求手続きについてご案内し、保険金請求書類をお送りしますので、ご記入の上、必要書類を添えてご提出ください。

4. 損害状況の確認、保険金お支払額の決定、保 険金のお支払い

事故の原因や損害を確認するために、現場調査や被害者・管理会社・貸主等の関係者と打ち合わせを行った上で、お支払いできる保険金を算定し、お客様にご案内した後、指定のお支払い先に保険金をお支払いします。

【お支払いまでの一般的な流れ】



【保険金のお支払いに必要な書類】

Elitabeth a separate in the Second Se						
火 災 事 故	火災で貸主への賠償事故	盗 難 事 故	賠 償 事 故			
保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書			
罹災証明書	罹災証明書	警察署発行の受理番号	事故証明書(必要に応じて)			
印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)	印鑑証明書(必要に応じて)			
損害品明細書	損害の見積書	損害品明細書	損害の見積書			
	示談書または免責証書	修理見積書(修理がある場合)	示談書または免責証書			

(注) 一定の事案については、保険金請求書を省略してお支払いするサービスを実施しています。

取扱商品

「お部屋の保険 ワイド」および「新・お部屋の保険」(賃貸入居者総合保険)

賃貸住宅にお住いの皆様のための保険



「の印刷の保険」が再算人居者総合保険のペットネームです。 「新・お部屋の保険」は再算人居者総合保険のペットネームです。

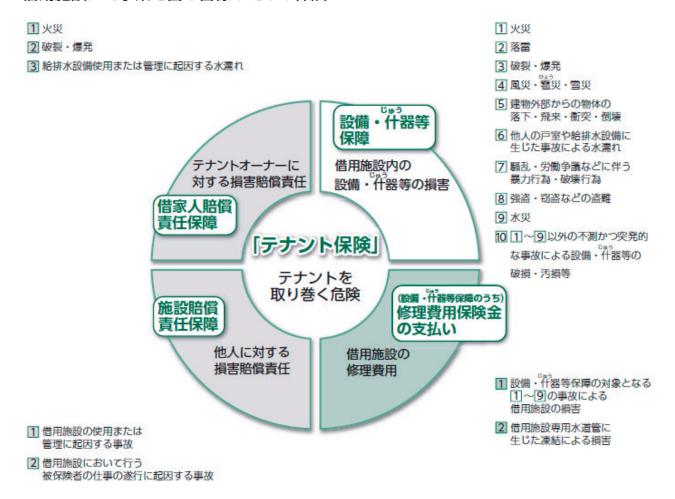
「お部屋の保険 ワイド」および「新・お部屋の保険」は、借用戸室をとりまく上図のようなさまざまな危険 を保障する保険です。

「お部屋の保険 ワイド」は、各種費用にかかる保障が充実しており、「新・お部屋の保険」に比較して保障の対象となる費用の範囲が幅広く、また、費用にかかる保険金の支払額の限度も高くなっています。

各保障の保険金の支払額には、限度があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

テナント保険

借用施設にて事業を営む皆様のための保険



「テナント保険」は、上図のように、テナントをとりまく設備・什器等の損害、修理費用、損害賠償責任を 負担することによるリスクに対して、一つの契約で対応できる保険です。

各保障の保険金の支払額には、限度があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

各種サービス

■ 現場急行サービス

「お部屋の保険 ワイド」「新・お部屋の保険」(賃貸入居者総合保険)の被保険者向けのサービスです。

不動産管理会社に連絡が取れずお困りの緊急時に「現場急行サービス」にご連絡いただければ、 当社の提携先業者が応急作業にお伺いします。

〔サービス内容〕

- ・トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急 処置
- ・鍵の紛失等による借用戸室の鍵開け
- ・ガラスの破損に伴う修理

等



■ 医療相談サービス

医療・健康相談に関する様々なご質問について、 豊富な知識と経験を備えた医師や看護師による専門スタッフが24時間・365日ご相談に応じます。

[医療・健康相談サービス]

・突然のケガや発病といったことから日常のおからだのお悩みなどを経験豊富な保健師・看護師がアドバイスいたします。

〔医療機関案内サービス〕

・夜間利用できる救急医療機関等、全国の病院、 診療所、歯科診療所、介護施設など全国45万件 のデーターベースからお客様のご要望にあった 医療機関等をご案内します。



•MEMO



業績データ

主要な業務の状況	36
経理の状況	44

主要な業務の状況

					(単位:千円)
年 度 項 目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
正味収入保険料	1,463,085	1,627,606	534,190	27,627	49,949
経 常 収 益	8,188,161	9,594,213	11,418,672	12,635,822	12,016,791
保 険 引 受 利 益	△536,117	111,656	356,748	270,421	4,527
経 常 利 益	△531,971	114,230	361,240	272,145	188,086
当 期 純 利 益	△540,878	104,745	329,079	243,397	213,764
正 味 損 害 率	14.8%	18.5%	48.7%	751.4%	174.4%
正味事業費率	107.8%	68.1%	36.5%	△694.3%	△93.6%
利息及び配当金収入	363	231	298	319	245
資 本 金(発 行 済 株 式 総 数)	1,595,833 (38株)	1,595,833 (38株)	1,595,833 (38株)	1,595,833 (38株)	895,833 (38株)
純 資 産 額	1,173,865	1,278,610	1,607,690	1,851,088	1,364,852
総 資 産 額	3,018,449	3,287,573	3,502,581	3,610,270	3,883,826
責任準備金残高	751,988	859,908	590,724	347,196	374,652
貸 付 金 残 高	_		_	_	_
有 価 証 券 残 高	_	_	_	_	_
保 険 金 等 の 支 払 能 力 の 充 実 の 状 況 を 示 す 比 率 (ソルベンシー・マージン比率)	1,421.9%	937.8%	1,670.5%	3,275.8%	3,208.2%
配 当 性 向	_	_	_	_	327.5%
従 業 員 数	130名	127名	125名	143名	144名

[※]保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)の算出方法についてはP42をご参照ください。 ※2014年度の配当性向は、資本剰余金からの配当に伴うものです。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

		年 度	2013年度	· 支	2014年月	E C
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	27,627	100.0%	49,949	100.0%
そ	0	他	_	_	_	_
合		計	27,627	100.0%	49,949	100.0%

[※]正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位:千円)

		年 度	2013年月	复	2014年月	
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	6,128,684	100.0%	5,659,279	100.0%
そ	0	他		_	_	
合		計	6,128,684	100.0%	5,659,279	100.0%

[※]元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

		年 度	2013年度		2014年月	E
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	6,101,057	100.0%	5,609,330	100.0%
そ	の	他	_	_	_	_
合		計	6,101,057	100.0%	5,609,330	100.0%

[※]支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位:千円)

		年 度	2013年月	麦	2014年月	芝
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	270,421	100.0%	4,527	100.0%
そ	の	他	_		_	_
合		計	270,421	100.0%	4,527	100.0%

[※]保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位:千円)

		年 度	2013年周	于 之	2014年度	E C
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	207,599	100.0%	87,122	100.0%
そ	の	他	_	_	_	-
合		計	207,599	100.0%	87,122	100.0%

[※]正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位:千円)

		年 度	2013年周		2014年月	支
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	1,177,617	100.0%	1,270,630	100.0%
そ	の	他	_	_	_	_
合		計	1,177,617	100.0%	1,270,630	100.0%

[※]元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

		年 度	2013年周	E	2014年月	E C
項目			金額	構成比	金額	構成比
火		災	970,018	100.0%	1,183,507	100.0%
そ	の	他	_	_	_	_
合		計	970,018	100.0%	1,183,507	100.0%

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

		年 度		2013年度			2014年度	
項			正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火		災	751.4%	△694.3%	57.1%	174.4%	△93.6%	80.8%
そ	の	他	_	_	_	_	_	_
合		計	751.4%	△694.3%	57.1%	174.4%	△93.6%	80.8%

[※]正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

		年 度		2013年度			2014年度	
項	<u> </u>		元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火		災	19.2%	70.5%	89.7%	22.5%	72.5%	95.0%
そ	の	他	_	_	_	_	_	_
合		計	19.2%	70.5%	89.7%	22.5%	72.5%	95.0%

[※]元受損害率=元受正味保険金÷元受正味保険料

④ 出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	2013年度	2014年度
出再先保険会社の数	2社	2社
出再保険料の上位5社の割合	100%	100%

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

年 度 格付区分	2013年度	2014年度
A一以上	100%	100%
BBB以上	_	_
その他	_	_
合 計	100%	100%

[※]格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)の格付を使用しています。 ※各年度3月末時点の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

|--|

年 度			2013年周	芝	2014年度		
項目			金額	構成比	金額	構成比	
火		災	296,847	100.0%	577,984	100.0%	
そ	の	他	_	_		_	
合		計	296,847	100.0%	577,984	100.0%	

[※]正味事業費率=正味事業費÷正味収入保険料

[※]正味合算率=正味損害率+正味事業費率

[※]正味事業費=事業費一再保険手数料

[※]元受事業費率=事業費÷元受正味保険料 ※元受合算率=元受損害率+元受事業費率

(3) 経理に関する指標等

① **支払備金** (単位:千円)

O 2034111.	J			(半位・1円)
項目		年 度	2013年度	2014年度
火		災	39,623	17,228
そ	の	他	_	_
合		計	39,623	17,228

② **責任準備金** (単位:千円)

				(十四・113)
項目		年 度	2013年度	2014年度
火		災	347,196	374,652
そ	の	他	_	_
合		計	347,196	374,652

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損	害率	の	上 昇	・シ	ナリ	オ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。				
計		算		方		法	正味既経過保険料×1%				
幺又	経 常 利 益 の 減 少		2013年度	2014年度							
水土			3,215千円	1,069千円							

※収支残による影響をのぞいています。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位:千円)

	年 度			2013年月		2014年度		
項	目				金額	構成比	金額	構成比
現		預		金	1,646,374	45.6%	843,287	21.7%
金	銭		信	託	_	_	_	_
有	価		証	券	_	_	_	_
運	用	資	産	計	1,646,374	45.6%	843,287	21.7%
総		資		産	3,610,270	100.0%	3,883,826	100.0%

(注) 現預金の金額は、預貯金に係る未収収益を含みます。

② 利息配当収入の額および運用利回り

								(+14 · 11 1)
	年 度			2013年原	度	2014年度		
項	目				金額	利回り	金額	利回り
現		預		金	319	0.02%	245	0.02%
金	銭		信	託	_		_	_
有	価		証	券	_	_	_	_
運	用	資	産	計	319	0.02%	245	0.02%
総		資		産	319	0.01%	245	0.01%

- ③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比該当ありません。
- ④ 保有有価証券利回り該当ありません。
- ⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高 該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

		2013年度末		2014年度末			
	火 災	その他	合 計	火 災	その他	合 計	
普通責任準備金	346,539	_	346,539	373,469	_	373,469	
異常危険準備金	656	_	656	1,182	_	1,182	
契約者配当準備金等	_	_	_	_	_	_	
合 計	347,196		347,196	374,652	_	374,652	

(6) ソルベンシー・マージン比率

			2013年度末	2014年度末
(A))ソル	レベンシー・マージン総額	1,851,745	1,446,996
	1	純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	1,851,088	1,364,852
	2	価格変動準備金	_	_
	3	異常危険準備金	656	1,182
	4	一般貸倒引当金	_	_
	5	その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	_	_
	6	土地の含み損益 (85%又は100%)	_	_
	7	契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	_	_
	8	将来利益	_	_
	9	税効果相当額	_	80,961
	10	負債性資本調達手段等	_	_
		告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	_	_
		告示(第14号)第2条第3項第5号口に掲げるもの(⑩(b))	_	_
(B)) リフ	スクの合計額 √[R1²+R2²]+R3+R4	113,052	90,205
	保障	食リスク相当額	80,785	58,276
		R1 一般保険リスク相当額	58,951	40,202
		R4 巨大災害リスク相当額	21,834	18,074
	R2	資産運用リスク相当額	63,819	57,089
		価格変動等リスク相当額	_	_
		信用リスク相当額	16,463	8,432
		子会社等リスク相当額		
		再保険リスク相当額	44,387	42,877
		再保険回収リスク相当額	2,968	5,779
	R3	経営管理リスク相当額	4,338	2,307
(C))ソル	レベンシー·マージン比率 [(A)/{(B)×(1/2)}]×100	3,275.8%	3,208.2%
()_)	1 = 7 4			- M 1 4 D A H D L H A

⁽注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(左記の(B))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:左記の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(左記の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ②資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ③経営管理上の危険(経営管理リスク):業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~② および④以外のもの
- ④巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、 少額短期保険業者の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総 額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(7) 時価情報等

- 有価証券
 該当ありません。
- ② **金銭の信託**該当ありません。

経理の状況

計算書類

当社は、保険業法第272条の17の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

貸借対照表

~					(単位:千円)
年 度	2013年度 (2014年3月31日	 末 ∃現在)	2014年度 (2015年3月31日	 末 ∃現在)	比較増減
科目	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	1,646,335	45.6	843,266	21.7	△803,069
現金	_		_	_	_
預 貯 金	1,646,335	45.6	843,266	21.7	△803,069
金銭の信託	_		_	_	_
有 価 証 券	_	_	_	_	_
国 債	_	_	_	_	_
地 方 債	_	_	_	_	_
政府保証債	_	_	_	_	_
その他の証券	_	_	_	_	_
有形固定資産	36,082	1.0	33,937	0.9	△2,145
土 地	_	_	_	_	_
建物	22,650	0.6	21,073	0.5	△1,576
建設仮勘定	_	_	_	_	_
その他の有形固定資産	13,431	0.4	12,863	0.3	△568
無形固定資産	877,749	24.3	780,996	20.1	△96,753
ソフトウェア	_	_	_	_	_
のれん	876,763	24.3	780,010	20.1	△96,753
その他の無形固定資産	986	0.0	986	0.0	_
代 理 店 貸	246,408	6.8	264,043	6.8	17,635
共同 保険貸	_		146,618	3.8	146,618
再 保 険 貸	296,847	8.2	577,984	14.9	281,137
その他資産	415,846	11.5	983,954	25.3	568,107
未 収 金	278,310	7.7	332,831	8.6	54,521
代理業務貸	_		_	_	—
未収保険料	_		_	_	_
前 払 費 用	_		_	_	_
未 収 収 益	38	0.0	21	0.0	△17
預 託 金	70,514	2.0	70,647	1.8	133
仮 払 金	66,983	1.9	580,453	14.9	513,470
保険業法第113条繰延資産	_		_	_	_
その他の資産	_		_	_	_
繰延税金資産	_		162,025	4.2	162,025
再評価に係る繰延税金資産	_	_	_	<u> </u>	_
供 託 金	91,000	2.5	91,000	2.3	_
貸倒引当金	_		_	_	_
資産の部合計	3,610,270	100.0	3,883,826	100.0	273,556

					(単位:千円)
年 度	2013年度末 (2014年3月31日現在) 2015年3月31日現在)				比較増減
科目	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部) 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 普通責任準備金 異常危険準備金	386,819 39,623 347,196 346,539 656	% 10.7 1.1 9.6 9.6 0.0	391,880 17,228 374,652 373,469 1,182	% 10.1 0.4 9.6 9.6 0.0	5,060 △22,395 27,455 26,929 526
契約者配当準備金代 理 店 借 共 同 保 険 借 再 保 険 借 短 期 社 債	429,743 — 454,631	11.9 — 12.6	460,036 324,702 582,934	11.8 8.4 15.0	30,293 324,702 128,303
社 債	_	_	_	_	_
新株予約権付社債 その他負債 代理業務借	440,909 —	12.2 —	713,889	18.4 —	272,980 —
借入金未 払 法基未 払 費用	13,007 117,173 —	0.4 3.2 —	78,067 377,260	2.0 9.7	65,059 260,087
前 受 収 益 預 り 金 資産除去債務	4,196 17,607	0.1 0.5	4,091 17,607	0.1 0.5	— △104 —
仮 受 金 その他の負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金	288,924 — — — —	8.0 — — —	236,862 — — — —	6.1 — — —	△52,062 — — —
賞 与 引 当 金 価格変動準備金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債	47,078 — —	1.3 — —	45,530 — — —	1.2 — —	△1,547 — —
負債の部合計	1,759,181	48.7	2,518,973	64.9	759,791
(純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金	1,595,833	44.2	895,833	23.1	△700,000 —
資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	650,833 650,833	18.0 18.0 —	255,255 255,255 —	6.6 6.6	△ 395,578 △395,578 —
利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金	△ 395,578 — △395,578	△11.0 — △11.0	213,764 — 213,764	5.5 — 5.5	609,342 — 609,342
退職金関係積立金 不動産圧縮積立金	∠030,370 — —	△11.0 — —	— — — —	— — —	— — — —
社会厚生事業増進積立金 その他の積立金 繰越利益剰余金	— — △395,578	_ _ △11.0			609,342
自己株式(△) 自己株式申込証拠金 株主資本合計		 51.3	 1,364,852	— — 35.1	 △486,235
その他有価証券評価差額金繰延へッジ損益土地再評価差額金	_ _ _	_ _ _		_ _ _	
評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	1,851,088	51.3	1,364,852	35.1	
負債・純資産の部合計	3,610,270	100.0	3,883,826	100.0	273,556

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っています。
 - 2. 賞与引当金は従業員賞与に充てるため支給見込額を基準に計上しています。
 - 3. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
 - 4. 責任準備金は保険業法施行規則第211条の46の規定に基づく準備金であり、同第1項第1号イに規定する未経過保険料の金額は、 純保険料等に基づく算出方法により計算しています。
 - 5. 有形固定資産の減価償却累計額は136,002千円です。
 - 6. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金(外貨建てを除く)・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。また、四半期毎の資産の自己査定を通じて資産の健全性維持に努めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位・千円)

			(単位・十円)
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預貯金	843,266	843,266	_
(2)代理店貸	264,043	264,043	_
(3)再保険貸	577,984	577,984	_
(4) 未収金	332,831	332,831	_
(5)代理店借	(460,036)	(460,036)	_
(6)共同保険借	(324,702)	(324,702)	_
(7)再保険借	(582,934)	(582,934)	_
(8) 未払金	(377,260)	(377,260)	_

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりですが、これらは短期間で決済されるため、時価は 帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

7. 繰延税金資産の総額は166,861千円、繰延税金資産から評価性引当として控除した額は4,836千円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、普通責任準備金95,437千円、ソフトウェア50,068千円です。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、2015年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から28.5%となります。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は11,206千円減少し、当期純利益は11,206千円減少しています。

8. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりです。

(支払備金)

支払備金(出再支払備金控除前)	278,970千円
同上に係る出再支払備金	263,805千円
差引(イ)	15,164千円
IBNR備金(出再IBNR備金控除前)	31,267千円
同上に係る出再IBNR備金	29,203千円
_ 差引(口)	2,063千円
計 (イ+ロ)	17,228千円
(責任準備金)	
普通責任準備金	373,469千円
異常危険準備金	1,182千円
計	374,652千円

- 9. 1株当たりの純資産額は35,917,178円10銭です。算定上の基礎である純資産額は1,364,852千円であり、その全額が普通株式 に係るものです。また、普通株式の当期未発行済株式数は38株です。
- 10. のれんは償却期間15年にて均等償却を行っています。
- 11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

科 目				(単位:千円)
程 常 収 益 12.635.822 12.016.791	年 度	2013年度 (2013年4月 1 日から 2014年3月31日まで)	/ 2014年4月1日から\	比較増減
程 常 収 益 12.635.822 12.016.791	科目	金 頦	金 頦	
保 院 料 等 収 入 12,375,517 11,810,783				^ C10 O01
展 検				
回収 用 保 険 金	保険料	6,529,907	6,073,167	△456,739
回収 用 保 険 金	再 保 険 収 入	5,845,610	5,737,625	△107,985
再 保 険 手 数 料 4.514.439 4.150.906 △883.533		970.018	1.183.507	213.489
再 保 険 返 戻 金 361.152 403.211 42.059				
その他 再保険収入				
責任 洋 備金 等 戻 入 額 15,050 22,395			403,211	42,009
支 払 備 金 戻 入 額 243,528				
實任等備金反入額 319 245 △74 利息及び配当金収入 319 245 △74 有価証券 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
資 産 更 用 収 益 319 245 △74 利			22,395	
利	責任準備金戻入額	243,528	_	△243,528
利	資 産 運 用 収 益	319	245	△74
預 府 金 利 息				
有価証券利息・配当金				
その他利息配当金 有価証券売債選益益			L40	△/4
有価証券 売 加 益		_		
有価証券 信 選 益		_	_	_
その他運用収益 1,406 183,357 181,950 2		_	_	_
程 常 費 用 12,363,676 11,828,704 △534,972 保険金 等 支 払 金 8,041,050 7,699,059 △343,990 保保 険金 等 支 払 金 1,177,617 1,270,630 33,012 給 付 金		_	_	_
経 常 費 用 12,363,676 11,828,704 △534,972 △343,990		_	_	_
保険金等支払金 8,041,050 7,697,059 公343,990			183,357	181,950
保険 金 1,177,617		12,363,676		△534,972
保険 金 1,177,617	保 険 金 等 支 払 金	8,041,050	7,697,059	△343,990
給 付 金 会	保険金金	1,177,617		93,012
解 約 返 戻 金 401,223 413,887 12,664 そ の 他 返 戻 金 ―――――――――――――――――――――――――――――――――		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 		_
その他返戻金 —<		401 223	413 887	12 664
 契約者配当金牌 (R) (B) (A449.667) 責任準備金等繰入額 (一) (27.455) 支払備金線入額 (一) (27.455) 資産運用費用 (一) (27.455) 資産運用費用 (一) (一) (27.455) 資産運用費用 (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一)		701,LL0 —	410,007	12,004
再 保 険 料 6.462.209 6.012.541 △449.667 古 任 準 備 金 等 繰 入 額		_		
責任準備金等繰入額 - 27.455 27.455 支払備金繰入額 - - - - 責任準備金繰入額 - - - - - 有產運用费用 - - - - - 有価証券許価損 - - - - - 有価証券前價週期 - - - - - 事業費及び一般管理費 4,157,686 3,940,521 △217,165 6,835 税 金 50,208 57,044 6,835 減価価償却費 - - - - 運職給付引当金繰入額 - - - - その他経常費用 1 44 42 保険業法第113条線延資産債却費 - - - その他の経常費用 1 44 42 保険業法第113条線延額(△) - - - 保険業法第113条線延額(△) - - - 保険業法第113条線延額(△) - - - 保険業法第113条線延額(△) - - - 房間産幣利益(62) - - - 財産 <			- 0.010 F41	^ 440 007
支払備金繰入額 —		0,402,209		
責任準備金繰入額度 — 27.455 27.455 資產運用费用 — — — 有価証券売却損 — — — 有価証券評価損 — — — その他運用費用 — — — 事業費及び一般管理費 4,157,686 3,340,521 △217,165 税 金 50,208 57,044 6,835 減価價 却費 114,729 106,579 △8,150 退職給付引当金繰入額 — — — その他移變 費用 1 44 42 保険業法第113条繰延資産償却費 — — — その他の経常費用 1 44 42 保険業法第113条繰延額(△) — — — 保険業法第113条線延額(△) — — — 保険業法第113条線延額(△) — — — 保険業法第13条線延額(△) — — — 保険業法第13条線延額(△) — — — 保険業法第13条線延額(△) — — — — 保険業法第113条線延額(△) ● 0 △269 ○ ○ ○		_	27,455	27,455
資産 運 用 費 用 一		_	_	_
有価証券売却損		_	27,455	27,455
有価証券評価損	資 産 運 用 費 用	_	_	_
有価証券評価損 有価証券償還損 その他運用費用 事業費及び一般管理費 4,322,624 4,104,144 △218,480 営業費及び一般管理費 4,157,686 3,940,521 △217,165 競機 金	有 価 証 券 売 却 損	<u> </u>	_	_
有価証券債 還 損		_	_	_
その他運用費用 事業費及び一般管理費 4,322,624 4,104,144 △218,480 △217,165 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他経常費用 「保険業法第113条繰延資産償却費 その他の経常費用 「保険業法第113条繰延額(△) 経常利益(経常損失△) を割り 日間に受力 を対しのがあります。 「おります。」 「おりまます。」 「おりまます。」 「おりまます。」 「おりまます。」 「おりまます。」 「おりまます。」 「おりまます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりまままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりまままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりままます。」 「おりまままます。」 「おしままます。」 「おしままます。」 「おしままますままます。」 「おしままます。」 「おしまままます。」 「おしままます。」 「おしままます。」 「おしまままます。」 「おしまままます。」 「おしまままます。」 「おしまままます。」 「おしまままます。」 「おしまままます。」 「おしまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		_	_	_
事 業 費 4,322,624 4,104,144 △218,480 営業費及び一般管理費 4,157,686 3,940,521 △217,165 税 金 50,208 57,044 6,835 ind 債 却 費 114,729 106,579 △8,150 ind 前 当 金 繰入額		<u> </u>	_	_
営業費及び一般管理費 4,157,686 3,940,521 △217,165 税		4 322 624	4 104 144	△218.480
 税 金				
 減価 償却 費 退職給付引当金繰入額 その他経常費用 日 保険業法第113条繰延資産償却費 その他の経常費用 日 44 42 保険業法第113条繰延額(△) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 日 1 44 42 42 42 43 44 42 42 43 44 42 42 44 42 42 43 44 42 44 42 42 43 44 42 42 43 44 42 44 42 42 43 44 42 44 42 42 42 43 43 43 43 44 42 42 42 42 43 43 44 42 42 42 42 43 44 42 43 43 43 44 42 42 43 43 44 42 43 43 43 44 42 43<!--</th--><th></th><th></th><th></th><th></th>				
 退職給付引当金繰入額 その他経常費用 保険業法第113条繰延資産償却費 その他の経常費用 は44 42 保険業法第113条繰延額(△) 一 経常利益(経常損失△) 特別利益 一 <l< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th></l<>				
その他経常費用 保険業法第113条繰延資産償却費 その他の経常費用 日 保険業法第113条繰延額(△) 経常利益(経常損失△) 特別利益 一 一 特別負 失 固定資産等処分損 と69 シスピター 契約者配当準備金繰入額 一 税引前当期純利益(同当期純損失△) 法人税及び住民税 28,478		114,729	106,579	△8,150
保険業法第113条繰延資産償却費		-	_	_
その他の経常費用 1 44 42 保険業法第113条繰延額(△) 一 一 一 経常利益(経常損失△) 272,145 188,086 △84,059 特別利益 一 一 一 特別損失 269 0 △269 固定資産等処分損 269 0 △269 契約者配当準備金繰入額 一 一 一 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 一 △162,025 △162,025 法人税等高額整額 一 △25,678 △54,156		1	44	42
保険業法第113条繰延額(△)		_		_
経常利益(経常損失△) 272,145 188,086 △84,059 特別利益 一 一 一 特別損失 269 0 △269 固定資産等処分損 269 0 △269 契約者配当準備金繰入額 一 一 一 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 一 △162,025 △162,025 法人税等高額整額 一 △25,678 △54,156	その他の経常費用	1	44	42
経常利益(経常損失△) 272,145 188,086 △84,059 特別利益 一 一 一 特別損失 269 0 △269 固定資産等処分損 269 0 △269 契約者配当準備金繰入額 一 一 一 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 一 △162,025 △162,025 法人税等高額整額 一 △25,678 △54,156	保険業法第113条繰延額(△)	<u> </u>	_	_
特別 利益 一 一 一 特別 損失 269 0 △269 固定資産等処分損 269 0 △269 契約者配当準備金繰入額 一 一 一 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 一 △162,025 △162,025 法人税等高額整額 一 △25,678 △54,156		272,145	188,086	△84,059
特別 損失 269 0 △269 固定資産等処分損 269 0 △269 契約者配当準備金繰入額 — — 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 — △162,025 △162,025 法人税等合計 28,478 △25,678 △54,156			_	_
固定資産等処分損 269 0 △269 契約者配当準備金繰入額 — — — 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 — △162,025 △162,025 法人税等合計 28,478 △25,678 △54,156		269	0	△269
契約者配当準備金繰入額 一 一 一 税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法人税及び住民税 28,478 136,347 107,868 法人税等調整額 一 △162,025 △162,025 法人税等合計 28,478 △25,678 △54,156				
税引前当期純利益(同当期純損失△) 271,876 188,086 △83,790 法 人 税 及 び 住 民 税 28,478 136,347 107,868 法 人 税 等 調 整 額 — △162,025 △162,025 法 人 税 等 合 計 28,478 △25,678 △54,156			_	
法 人 税 及 び 住 民 税 28,478 136,347 107,868 法 人 税 等 調 整 額 — △162,025 △162,025 法 人 税 等 合 計 28,478 △25,678 △54,156			188 086	△83 790
法 人 税 等 調 整 額 — △162,025 △162,025 法 人 税 等 合 計 28,478 △25,678 △54,156				
法 人 税 等 合 計 28,478 △25,678 △54,156				
ョ 期 杷 利 益(
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□ 期 純 札 益(当 期 純 損 矢 △)	243,397	213,/64	△29,633

- (注) 1. 関係会社との取り引きによる費用総額は2,255千円です。
 - 2. (1) 正味収入保険料は、49,949千円です。
 - (2) 正味支払保険金は、87,122千円です。
 - (3)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△51,283千円
同上に係る出再支払備金繰入額	△31,148千円
差引(イ)	△20,134千円
IBNR備金繰入額(出再IBNR備金控除前)	4,422千円
同上に係る出再IBNR備金繰入額	6,683千円
	△2,260千円
計 (イ+ロ)	△22,395千円

(4) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額	26,929千円
異常危険準備金繰入額	526千円
計	27,455千円

- (5) 利息及び配当金等収入の内訳は、預貯金利息245千円です。
- 3. 1株当たりの当期純利益は5,625,377円00銭です。算定上の基礎である当期純利益は213,764千円であり、その全額が普通株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は38株です。
 - なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は算出していません。
- 4. 関連当事者との取り引きは以下のとおりです。

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	 取引の内容 	取引金額
親会社の 子会社	東京海上日動火災保険 株式会社	_	_	再保険(注1)	再保険料 (費用) 5,405,209
					回収再保険金 (収益) 1,059,275
					再保険手数料 (収益) 3,732,114
					再保険返戻金 (収益) 361,823
					再保険貸 (債権) 545,625
					再保険借 (債務) 548,733
親会社の 子会社	東京海上ウエスト少額 短期保険株式会社	_	_	業務受託(注2)	その他経常収益 (収益) 182,588
					未収金 (債権) 48,356
				共同保険に係る精算 (注2)	共同保険貸 (債権) 146,618
					共同保険借 (債務) 324,702

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 上記再保険に係る再保険料その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しています。
- (注2) 共同保険に係る委託契約等に基づき、合理的な条件で決定しています。
- 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2013年度(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

	株主資本					
	資本金		資本剰余金			
	具	資本準備金	その他資本準備金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,595,833	650,833	12,000	662,833		
新株の発行			_	_		
剰余金の配当	_		_	_		
資本金から振替		_	_	_		
当期純利益	_	_	_	_		
自己株式の処分	_	_	_	_		
その他資本剰余金の 減少による欠損の填補	_	_	△ 12,000	△12,000		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_		
当期変動額合計	_	_	△ 12,000	△12,000		
当期末残高	1,595,833	650,833	_	650,833		

	株主資本						
		利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
	利益等/開並	繰越利益剰余金	利益制木並口引				
当期首残高	_	△650,976	△650,976	_	1,607,690		
新株の発行	_	_	_	_	_		
剰余金の配当	_	_	_	_	_		
資本金から振替	_	_	_	_	_		
当期純利益	_	243,397	243,397	_	243,397		
自己株式の処分	_	_	_	_	_		
その他資本剰余金の 減少による欠損の填補	_	12,000	12,000	_	_		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_		
当期変動額合計	_	255,397	255,397	_	243,397		
当期末残高	_	△395,578	△395,578	_	1,851,088		

		評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	_	_			_	1,607,690
新株の発行						_
剰余金の配当	_	_		_	_	_
資本金から振替	_	_			_	_
当期純利益	_	_			_	243,397
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_
その他資本剰余金の 減少による欠損の填補	_	_	_	_	_	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_		_	_	_	_
当期変動額合計						243,397
当期末残高	_	_	_	_	_	1,851,088

2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

	株主資本						
	資本金		資本剰余金				
	貝平並	資本準備金	その他資本準備金	資本剰余金合計			
当期首残高	1,595,833	650,833	_	650,833			
新株の発行	_	_	_	_			
剰余金の配当	_	_	△700,000	△700,000			
資本金から振替	△700,000	_	700,000	700,000			
当期純利益	_	_	_	_			
自己株式の処分	_	_	_	_			
その他資本剰余金の 減少による欠損の填補	_	△395,578	_	△395,578			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_			
当期変動額合計	△700,000	△395,578	_	△395,578			
当期末残高	895,833	255,255		255,255			

	株主資本						
		利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
	利益华浦並	繰越利益剰余金	利益制木並口引				
当期首残高	_	△395,578	△395,578	_	1,851,088		
新株の発行	_	_	_	_	_		
剰余金の配当	_	_	_		△700,000		
資本金から振替	_	_	_		_		
当期純利益	_	213,764	213,764		213,764		
自己株式の処分	_	_	_	_	_		
その他資本剰余金の 減少による欠損の填補	_	395,578	395,578	_	_		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_		
当期変動額合計	_	609,342	609,342		△486,235		
当期末残高	_	213,764	213,764		1,364,852		

		評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	_	_	_	_	_	1,851,088
新株の発行	_	_	_	_	_	_
剰余金の配当	_	_	_	_	_	△700,000
資本金から振替	_	_	_	_	_	_
当期純利益	_	_	_	_	_	213,764
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_
その他資本剰余金の 減少による欠損の填補	_	_	_	_	_	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_		_	_	_	_
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△486,235
当期末残高	_	_	_	_	_	1,364,852

(注) 1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	38株	一株	一株	38株

2. 配当に関する事項 2014年6月27日株主総会決議において次のとおり決議しています。 配当金支払額等

株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
普通株式	700,000,014円	18,421,053円	2014年6月27日	2014年9月25日

キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

			(単位:千円)
年 度 科 目	2013年度 (2013年4月 1 日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月 1 日から 2015年3月31日まで)	比較増減
	金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益(△は損失) 減価償却費 保険業法第113条繰延資産償却費	271,876 114,729	188,086 106,579	△83,790 △8,150
支払備金の増加額(△は減少) 責任準備金の増加額(△は減少) 貸倒引当金の増減額(△は減少)	△15,050 △243,528 △66	△22,395 27,455 —	△7,344 270,984 66
契約者配当準備金繰入額 退職給付引当金の増加額(△は減少) 役員退職慰労引当金の増加額(△は減少) 価格及及第7000分割額(△は減少)			
利息及び配当金等収入 有価証券関係損益(△は益) 支払利息 為替差損益(△は益)	△319 — — —	△245 — — — —	74 — — —
有形固定資産関係損益(△は益) 代理店貸の増加額(△は増加) 再保険貸の増加額(△は増加) 共同保険貸の増加額(△は増加)	269 △41,543 △53,116 —	0 △17,635 △281,137 △146,618	△269 23,908 △228,020 △146,618
その順産 (除く漿) 額膜、 (勝) (熱) (熱) (熱) (地) (地) (地) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	△75,410 45,471 63,157 —	△567,991 30,293 128,303 324,702	△492,581 △15,178 65,145 324,702
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少) その他 小、 計	28,498 — 94,966	206,372 — △24,231	177,874 — △119,197
利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額	319 — —	263 — —	△56 — —
その他 法人税等の支払額 <u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u> 投資活動によるキャッシュ・フロー	— △47,573 47,712	 △71,287 △ 95,255	— △23,713 △ 142,968
預算右勤によるキャックュ・クロー 預貯金の純増減額(△は増加) 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入	_ _ _	_ _ _	_ _ _
有形固定資産の取得による支出 有形固定資産売却による収入 保険業法第113条繰延資産の取得による支出	△14,773 4 —	△7,680 — —	△7,092 △4 —
その他 投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,014 △15,783	△133 △ 7,814	880 7,968
借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入	_ _ _	_ _ _	_ _ _
社債の発行による支出 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出	_ _	_ _	_
配当金の支払額 その他		△700,000 — △700,000	△700,000 — △700,000
財務活動によるキャッシュ・フロー 現金及び現金同等物に係る換算差額 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△700,000 — △803,069	△700,000 — — △834,999
現金及び現金同等物期首残高現金及び現金同等物期末残高	1,614,406 1,646,335	1,646,335 843,266	31,929 △803,069

⁽注)資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預貯金からなっています。

事業費の明細

(単位:千円)

年 度 区 分	2013年度 (2013年4月 1 日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月 1 日から 2015年3月31日まで)	比較増減
	金額	金額	
営業費	3,291,782	3,192,318	△99,463
代理店手数料	2,432,787	2,312,021	△120,766
営業職員経費	590,746	599,855	9,108
広告宣伝費	12,974	6,506	△6,468
その他営業費	255,273	273,935	18,661
一般管理費	865,904	748,202	△117,701
人件費	418,256	338,084	△80,171
物件費	447,647	410,117	△37,529
税金	50,208	57,044	6,835
減価償却費	114,729	106,579	△8,150
退職給付引当金繰入額	· —	_	_
事業費計	4,322,624	4,104,144	△218,480

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2014年4月1日から2015年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等に、不実の記載がないものと2015年5月18日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備しており、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1. 業務分掌と所管部署並びに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2. 経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3. 経理部門では、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4. 財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5. 内部監査部門では、財務諸表が適正に作成されていることを確認していること。



コーポレートデータ

株式の状況――――	56
会社の組織 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	57
役員の状況	58
従業員の状況 ――――	59
会社およびその子会社等の状況 ――――	59
設備の状況 ―――――	59
店舗一覧	59
保険に関する用語の説明 ―――――	60

株式の状況

株主及び株式の状況

当社の発行可能株式総数は、60,000株、発行済株式総数は38株です。

大株主 (2015年3月31日現在)

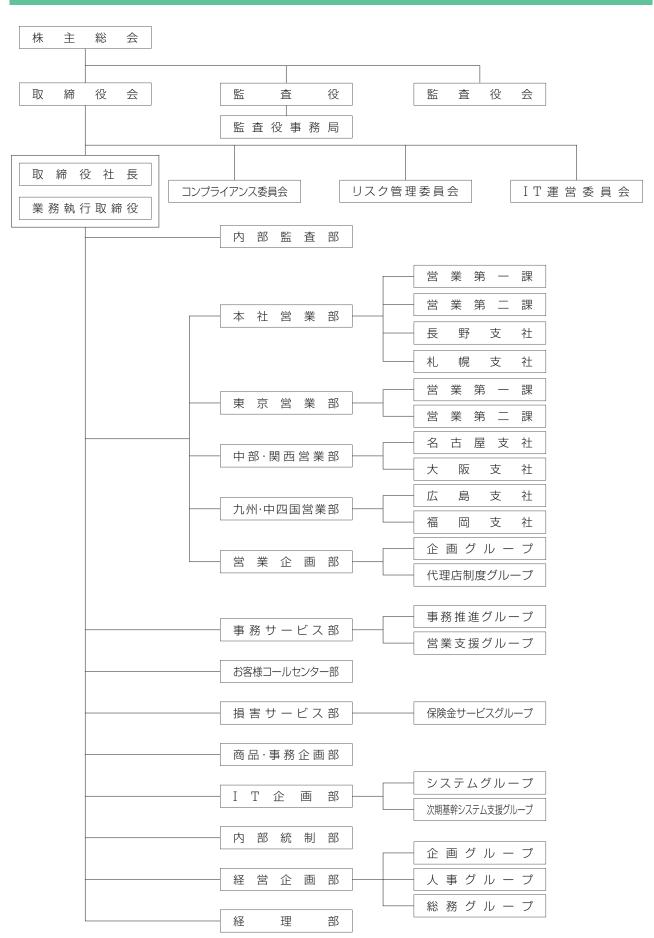
氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38	100.00
計		38	100.00

資本金の推移

	4. —					
年月日	資本金の額(千円)		摘要			
十万口	増減額	残高				
2004年7月31日	_	10,000	初年度末残高			
2007年3月 6日	90,000	100,000	増資による資本金の増加			
2007年7月14日	△20,000	80,000	その他資本剰余金への振替による減少			
2008年1月21日	920,000	1,000,000	増資による資本金の増加			
2008年4月 1日	595,833	1,595,833	増資による資本金の増加			
2014年9月25日	△700,000	895,833	その他資本剰余金への振替による減少			
2015年3月31日	_	895,833	本年度末残高			

会社の組織

組織図(2015年7月1日現在)



役員の状況

取締役

(2015年7月1日現在)

役名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担当
取締役社長(代表取締役)	29 (*5 た) \$15 露口泰介 (1960年6月27日生)	1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2008年 7月 東京海上日動火災保険株式会社経営企画部 部長兼計画推進グループリーダー 2011年 8月 同社栃木支店長 2014年 4月 当社取締役社長(現職)	コンプライアンス委員会委員長、リスク管理委員会委員長、営業企画部、事務サービス部、お客様コールセンター部、経営企画部、営業統括
常務取締役	と記録 おか でで の以 富 岡 秀 徳 (1960年11月27日生)	1988年 8月 日動火災海上保険株式会社入社 2011年 8月 東京海上日動火災保険株式会社リスク管理部 部長兼財務リスク管理グループリーダー 2013年 7月 当社常務取締役(現職)	IT運営委員会委員長、内部 監査部、損害サービス部、商 品・事務企画部、IT企画部、 内部統制部、経理部
取締役	が 城 孝 (1969年8月11日生)	1992年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 東京海上ホールディングス株式会社国内事業企画部事業推進グループマネージャー(現職)(兼務) 2014年 4月 当社取締役(現職) 2014年 6月 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社取締役(現職)(兼務)	
取締役	熱 じま っとむ 君 島 功 (1966年5月27日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社営業開発部 部長兼兼業グループリーダー(現職)(兼務) 2015年 4月 当社取締役(現職) 2015年 4月 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 取締役(現職)(兼務)	

⁽注) 城孝および君島功は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監査役

(2015年7月1日現在)

役名	氏 名 (生年月日)	略歷
常勤監査役	端 未 裕 世 (1953年1月9日生)	1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2006年 7月 東京海上日動火災保険株式会社理事上海支店長 2009年 6月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員海外事業企画部部長 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常勤顧問 2011年 6月 独立行政法人日本貿易保険参事 2012年 7月 東京海上日動あんしん生命株式会社監査役 2012年 7月 当社常勤監査役(現職) 2014年 4月 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社監査役(現職)(兼務) 2015年 6月 カルソニックカンセイ株式会社監査役(現職)(兼務)
監 査 役	芸 井 窙 鯖 (1950年7月5日生)	1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2003年 6月 同社執行役員海外本部部長 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員アジア担当部長 2006年 6月 同社常務取締役経営企画部長 2006年 6月 株式会社ミレアホールディングス取締役 2008年 6月 同社取締役退任 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役 2011年 6月 東京海上ホールディングス株式会社専務取締役 2012年 6月 同社取締役副社長 2012年 6月 同社取締役副社長 2013年 6月 同社取締役副社長 2014年 6月 同社取締役副社長 2014年 6月 同社取締役副社長と2014年 6月 同社取締役副社長退任 2014年 6月 東京海上ホールディングス株式会社常勤監査役(現職)(兼務) 2014年 6月 東京海上ホールディングス株式会社常勤監査役(現職)(兼務)
監査役	まぎ もと まき ろう 杉 本 政 朗 (1951年10月7日生)	1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2002年 6月 同社東京企業第三本部医療・福祉法人部長 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社医療・福祉法人部長 2005年 7月 同社理事医療・福祉法人部長 2006年 8月 日本郵政株式会社執行役員 2007年10月 株式会社かんぽ生命保険専務執行役 2012年 7月 同社執行役副社長 2013年 7月 東京海上日動火災保険株式会社顧問 2014年 4月 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社監査役(現職)(兼務) 2014年 4月 当社監査役(現職)

⁽注)梅木裕世、玉井孝明および杉本政朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

(2015年3月31日現在)

従 業 員 数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
144名	41.6歳	5.1年	331千円

(注) 平均給与月額は、基準外賃金を含み、賞与を含みません。

会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

設備の状況

設備投資等の概要

主要な設備の状況

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

(2015年3月31日現在)

r 夕	所在地 面積(㎡)		帳簿価額	〔(千円)
店名	P11##B		建物	動産
本社	横浜市西区	750	9,159	1,979
福岡	福岡市博多区	320	3,204	3,508
東京営業	東京都中央区	143	2,377	2,238
本社営業	東京都新宿区	219	3,058	267

店舗一覧 (2015年7月1日現在)

本 社 〒220-8135

横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー35F TEL(045)225-0031

営業店舗		所在地		
札幌支社	₹060-0063	札幌市中央区南3条西8-2-1 SAKURA-S3 3F	TEL(011)208-1370	
東京営業部	₹103-0027	東京都中央区日本橋3-4-12 八重洲ファーストビル4F	TEL(03)5204-3993	
本社営業部	₹160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル8F	TEL(03)5320-8706	
長野支社	₹390-0861	長野県松本市蟻ケ崎2-1-2 KIビル1F	TEL(0263)39-7027	
名古屋支社	₹460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス6F	TEL(052)307-1008	
大阪支社	₹532-0003	大阪市淀川区宮原4-1-9 新大阪フロントビル11F	TEL(06)4807-7374	
広島支社	₹732-0827	広島市南区稲荷町 1-1 ロイヤルタワー7F	TEL(082)568-2822	
福岡支社	₹812-0027	福岡市博多区下川端町1-3 明治通りビジネスセンター別館7F	TEL(092)283-5114	

保険に関する用語の説明

【か行】

解除 (解約)

保険契約者または保険会社の、相手方に対する意思表示によって、保険契約の効力を失わせること。保険契約者は、いつでも保険契約を解除できるが、保険会社は、保険契約者や被保険者に契約上の義務違反があった場合など、一定の事由がある場合にしか保険契約を解除できない。解除の効力は将来に向かって発生するのが原則だが、保険料の不払いや重大事由による場合など始期に遡って保険責任がなくなる場合もある。

保険契約者からの解除を実務上、「解約」と呼ぶことが多い。

共同保険

1保険証券において、複数の保険会社を引受保険会社とする保険契約を締結する契約方式。各引受保険会社は、連帯することなく引受割合に応じて分割責任を負う。引受保険会社のうち幹事保険会社は引受保険会社を代表して保険証券の発行、保険契約者または被保険者との間の手続等を行う。

告知義務

保険契約の締結に際し、保険契約者および被保険者になろうとする者が、保険会社の質問にしたがって、保険契約の引受範囲内か否かや保険料の適用基準を判定するための保険契約に関する重要な事項について回答する義務。この義務に違反して事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知すると、保険会社が保険契約を解除したり、保険金が支払われないことがある。

【さ行】

再取得価額

同等の物を再取得するのに必要な金額であり、事故が発生した場合の損害額の算定基準となる。

時価

再取得価額から使用・損耗による減価分を控除した残額で、事故が発生した場合の損害額の算定基準として使われることがある。

示談

損害賠償等の法的な争いに関し、争いの当事者同 士の話し合いで解決すること。

重要事項説明書

保険契約の申込みにあたり、保険契約者・被保険者が知っておくべき保険契約の概要、保険契約に関し特に注意すべき事項などを説明する文書。

責任準備金

保険会社が将来の保険金支払いのために積立てている金額。

【た行】

大数の法則

数学的には、実際に実験して得られた結果としての確率が理論的な確率に一致することをいい、サイコロを振って1の目が出る割合は振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づくことなどが例として挙げられる。保険においては、個々の保険契約者にとっては偶然の事象である火災等による損害も、多くの保険契約者についてみれば、毎年安定的な割合で推移するように見えるので、これに基づいて安定的に保険会社の経営を行うことができることを「大数の法則」といっている。

特約条項

保険契約の基本的内容である普通保険約款の内容 を必要に応じて変更することを定めた文書。

【は行】

被保険者

保険の保障を受ける者。傷害保険や生命保険では、 その者が負傷したり死亡したときに保険金が支払 われる保障の対象。

普通保険約款

保険契約の内容について定めた文書。どのような場合に保険金がどのように支払われ、どのような場合には保険金が支払われず、また、保険契約の終了事由なども規定されている。少額短期保険会社は、使用する普通保険約款の内容について、財務局に届出を行わなければ、その普通保険約款を使用した保険を募集することができない。

特約条項と併せて「保険約款」といわれることがある。

保険期間

保険会社が保障を行う期間として、保険契約上約 定した期間をいう。

保険業法

保険事業のあり方を規制する法律。保険業を行う 者の業務の健全かつ適正な運営と保険募集の公正 を確保するために、保険会社、保険代理店、ブロ ーカーに対する監督等について規定している。

保険金

保障の対象とする事故が発生した場合に、保険会社が支払う金銭をいう。

保険金額

保険契約上取り決めた保険会社が負う保険金支払 い責任の上限額。損害保険では、保険金額の範囲 内で、実際に生じた損害の額に対して保険金が支 払われる。

保険契約者

保険契約の当事者として、保険契約の内容を決定 し、保険会社との間で保険契約の締結を行う者。 保険料を負担する義務を負う。

保険法

保険契約の内容および効力等に関して定めた法律。 2010年4月に施行される前は商法の中に保険契約に関する規定があったのを独立の法律にしたもの。消費者保護等の観点から「片面的強行規定」の概念が取り入れられ、保険約款の内容であっても、保険契約者・被保険者にとって保険法より不利な内容を定めると、その効力が否定されることがある。

保険約款

普通保険約款および特約条項のことで、保険契約の内容について定めている。

保険料

保険会社が保険責任を負うことの対価として保険契約者が支払う料金。



「東京海上ミレア少額短期の現状2015」

2015年7月発行

東京海上ミレア少額短期保険株式会社 〒220-8135 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー35F

電話(045)225-0031(代表)

URL: http://www.tmssi.co.jp/





Z254(4)

